

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年7月まで

母親がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、私が納付していたが納付金額や納付時期などは覚えていない。申立期間の保険料を納付したことを示すメモが残っているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人の申立期間直前の平成5年4月から6年3月までの期間の保険料納付状況を見ると、時効直前の7年5月18日にまとめて過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる。このため、申立人が申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和62年4月から平成6年7月までの期間及び8年2月から17年9月までの期間（平成12年度を除く。）の国民年金保険料の納付期間を記録したメモを所持しており、そのメモには、申立期間は納付期間と記載されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私は20歳(昭和41年*月)になった頃、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行った。加入後の申立期間の国民年金保険料については、余裕がなかったため納付していなかった。43年7月頃に同区役所に、同年4月から同年6月までの保険料を納付に行った際に、窓口の担当者から申立期間の保険料を遡って納付できることを聞いた。担当者の指示どおり、その日に申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において、申立期間、昭和41年1月から同年3月までの期間及び45年7月から同年10月までの期間を除き国民年金保険料の未納は無く、婚姻後の56年6月から61年3月までの期間は任意加入被保険者として加入し、60歳到達時の平成18年*月から65歳到達の前月である22年*月までの期間は高齢任意加入被保険者として加入していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、昭和43年7月頃にA市B区役所に、同年4月から同年6月までの保険料を納付に行った際に、窓口の担当者から申立期間の保険料を遡って納付できることを聞き、担当者の指示どおり、その日に申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したとしており、申立人が所持する国民年金手帳の昭和43年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の同年4月から同年6月までの現年度保険料は同年7月31日に納付されていることが確認できる。

この納付年月日を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料は、1か月200円から300円ぐらいであったとしており、申立期間のうち、昭和41年4月から同年12月までの保険料月額100円、42年1月から43年3月までの保険料月額は200円であることから、申立人が記憶している保険料額と近似している。このため、保険料の納付意識の高い申立人が、前述のとおり、過年度納付が可能な申立期間の保険料を申立期間直後の同年4月から同年6月までの現年度保険料を納付した際に一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から48年3月まで
② 昭和53年4月から55年3月まで

申立期間①については、昭和40年10月から勤務していた会社の事業主が、私の国民健康保険の加入手続及び保険料納付を行っていたので、国民年金の加入手続もA市B区で行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

また、申立期間②については、当時、申請免除とされていたが、2、3年後に、私が妻の分と一緒に一人当たり約7万2,000円を2回に分けて免除期間の保険料は追納したと思う。妻は免除期間が納付済みとされているのに、私だけが申請免除のままとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人は、昭和40年10月から勤務していた会社の事業主が申立人の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと思うとするのみで、詳しいことは分からないとしていることから、申立期間①に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月8日にA市B区に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市の申立人の国民年金被保険者名簿には、「資格取得 40. 10. 16 ⑧ ⑨ 届出年月日 48. 8. 24」と記載されている

ことから、この届出年月日の頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その加入手続の際に、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した40年10月16日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入であったものとみられ、申立人の勤務先の事業主が保険料を納付することはできない上、加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち同年10月から46年6月までの保険料は時効で納付することはできず、申立期間①のうち同年7月から48年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

2 申立期間②については、24か月と比較的短期間である上、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる昭和48年度以降の国民年金加入期間のうち申請免除とされている申立期間②を除く22年余りにわたる期間において保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間②の保険料は、申請免除とされた2、3年後に妻の分と一緒に一人当たり約7万2,000円を2回に分けて追納したと思うとしているところ、i) 申立人が申立期間②の保険料を追納したとする時期は、保険料の時効(10年)完成前であり、申立期間②の保険料を追納することは可能であったこと、ii) 申立期間②の保険料を追納するのに必要な一人当たりの金額は7万2,360円(昭和53年度追納保険料額3万2,760円、54年度追納保険料額3万9,600円)となり、申立人が申立期間②の保険料を追納したとする金額と近似していること、iii) 妻の納付記録を見ると、申立期間②の保険料は追納されていることから、申立人が申立期間②の保険料を妻の分と一緒に追納したと考えても不自然ではない。

3 このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案5782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

昭和33年4月1日にA事業所に就職後、平成11年まで継続して勤務したにもかかわらず、同事業所C支店から同事業所B支店に転勤した際の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された異動歴（人事資料）及び在籍証明書、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務し（昭和45年8月31日に同事業所C支店から同事業所B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和45年9月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万円、申立期間②は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月28日
② 平成20年12月20日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。

このことは、所得税源泉徴収簿によって確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は15万円、申立期間②は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万円、申立期間②は7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月28日
② 平成20年12月20日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。

このことは、所得税源泉徴収簿によって確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万円、申立期間②は7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和39年5月4日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月4日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月4日から同年10月31日まで
② 昭和44年6月30日から45年3月1日まで

私は、申立期間①については、A社に住み込みで働いた。当時、健康保険証を使った記憶があり、社会保険には加入していたと思う。また、申立期間②については、B社で昭和45年2月末まで勤務したが、44年6月以降の年金記録が無い。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「5月初めから涼しくなるまでA社に勤務していた。同社を退職してから次のC事業所に入社するまでは、数日の空白があった。」と主張しているところ、申立期間においてA社に住み込みで働いていた同僚は、「当時、住み込みの勤務者は申立人と私の2人だけで、申立人とは5月頭から秋の初め頃まで約4か月間を一緒に働いた。申立人は、見習社員ではなかった。当時、A社は全員が正社員であった。」と証言している上、申立人は、申立期間前に勤務したD社の厚生年金保険被保険者資格を昭和39年5月3日に喪失し、申立期間後に勤務したC事業所で同年9月8日に雇用保険の資格を取得していることから、申立人は、申立期間のうち、同年5月4日から少なくとも同年8月末日までの期間においてA社に勤務していたこ

とが推認される。

また、申立人及び複数の同僚が、A社の当時の従業員数を10人程度と記憶しているところ、当該人数は、健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる同社の被保険者数とおおむね一致していることから、同社では、ほぼ全ての従業員について被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、申立人のことを覚えていないとする別の同僚も、「当時、A社には住み込み施設があった。また、同社は試用期間を設けていなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月4日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の同僚の記録から判断して、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に解散し当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和39年9月1日から同年10月31日までの期間については、上述のとおり雇用保険の記録によると、申立人は、A社の後に勤務したとするC事業所において同年9月8日に資格取得していることから、当該期間においてA社に勤務していたとは認められない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B社は、昭和44年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和44年6月30日に被保険者資格を喪失し、同年8月13日に保険証を返還した旨の記載が確認できる。

さらに、B社において昭和44年6月30日に資格喪失している複数の同僚は、「昭和44年半ばに会社が倒産した後、取引先の支援もあり、残った社員が数

人組んで1年ほど仕事を続けた期間があったがうまくいかなかった。申立人もその中にいたが、割と早くに就職先が見付かった。この期間は、会社ではなく個人が集まっただけなので年金記録が無くても当然だ。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月29日から同年3月1日まで

私は、平成16年2月末日までA社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が、同年2月29日になっている。給料明細書から厚生年金保険料の控除も確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年2月分の給料明細書、雇用保険の記録及び事業所の回答により、申立人は、同年2月29日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の厚生年金保険料控除額及び平成16年1月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が平成16年2月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月15日

私は、申立期間において、A事業所から賞与の支給があったにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が無いため、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成17年3月分の賞与支給控除一覧表の写しにより、申立人は、申立期間において4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

私は、申立期間において、A事業所から賞与の支給があったにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が無いため、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成17年12月分の賞与支給控除一覧表の写しにより、申立人は、申立期間において36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格取得日は昭和28年5月6日、資格喪失日は同年11月5日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月6日から同年11月5日まで
② 昭和37年1月4日から38年10月1日まで
③ 昭和39年4月23日から40年10月22日まで

私は、昭和28年5月6日から同年11月4日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、私は、脱退手当金の制度を知らず、受け取った記憶が無い。申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和28年5月6日から同年11月4日までA社に勤務していた。」としているところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同姓同名（ただし、申立人の戸籍上のひらがな表示と異なる漢字表記。）で、生年月日が2日相違する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和28年5月6日、資格喪失日が同年11月5日）が確認できる。

また、A社の複数の同僚は、「申立期間①当時、申立人と同じ姓の同僚はいなかったと思う。」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台

帳に記載されている名前の漢字表記は、申立人が昭和30年2月2日から勤務したB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている漢字表記と同一である。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和28年5月6日、資格喪失日は同年11月5日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、3,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間②及び③について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5790

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月16日まで

申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ学校からA社に入社した同僚(資格取得日が昭和19年4月1日)は、「私も申立人も同じ国民学校からA社に入社した。同じ養成工として昭和19年4月1日に同期入社し、青年学校で1か月ほど勉強した後、5月1日から現場に配属になった。申立人は、B工場で仕事をしていた。退職したのは終戦を迎えた20年8月15日だったと思う。」と証言している。

また、申立人と同じ就業場所で一緒に勤務した同僚(資格喪失日が昭和20年8月16日)は、「私も申立人もB工場に勤務していた。ここは鍛冶屋を大きくしたような工場で、私と申立人は雑用をしていた。終戦まで一緒に勤務していた。」と証言している。

さらに、申立人のA社B工場に入社から退社するまでの間の勤務状況に関する事実経過の説明は具体性があり、文献の内容とも一致している上、前述した同僚の厚生年金保険被保険者記録の取得日及び喪失日の状況から判断すると、申立人は、申立期間において同社同工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿は無く、復元もされていない。

また、年金番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が、申立期間においてA社B工場に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の同社同工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、前述した同僚の被保険者資格喪失日と同日の20年8月16日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案5791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から37年8月11日まで

私は、A社B支店に勤務していた際に、社命により、協力会社であるC社に異動した。自分で脱退手当金を請求した覚えも無い上、受領したとされる時期は、A社B支店及びC社の所在地と離れた所に住んでおり、脱退手当金を受け取りに行った記憶も無いため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和38年12月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和38年6月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、2回の被保険者期間のうち、直近の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は、申立期間の被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月1日から36年2月1日まで
② 昭和36年2月15日から37年8月15日まで

A社を退職して1年以上後に脱退手当金を受け取ったことになっているが、同社を急なことで退職し、当時は制度そのものも知らなかったため、脱退手当金を請求も受給もしていない。

また、申立期間だけ支給されて、それより前に勤務した期間は支給されていないのも不自然だと思う。中学卒業後、最初に勤務したのがB社で、その後、転職はしたものの、ほとんど間を空けることなく4つの会社に勤務し、A社を退職するまでずっと正社員として勤務していた。B社及びC社D支店で勤務したことを忘れるはずがない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和38年10月21日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が約2年間に及ぶ最初の被保険者期間及びその直後に勤務した約1年間の被保険者期間の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から同年10月までの期間、42年5月から50年6月までの期間、平成4年4月及び5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から同年10月まで
② 昭和42年5月から50年6月まで
③ 平成4年4月
④ 平成5年4月

昭和41年5月の婚姻(戸籍上の婚姻は42年4月)を契機に義母に勧められたため、A市B区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を集金の人に納めた。

申立期間③及び④は就職が決まっていたが、両期間ともその年の4月1日にA市B区役所で加入手続を行った。同区役所の職員に、厚生年金保険の保険料と国民年金保険料と両方納めることになるのではないかと尋ねたところ、納めるように言われたので保険料を納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が2回払い出されていることが確認でき、1回目の記号番号は婚姻前の居住地であるC町において、昭和37年9月に申立人を強制加入被保険者として、その資格取得日を申立人が20歳に到達した同年*月*日とするものであり、2回目の記号番号は、婚姻後の居住地であるA市において、50年6月に申立人を任意加入被保険者として、その資格取得日を同年7月26日とするものである。

申立人は、事実上婚姻した昭和41年5月頃にA市において、国民年金の

加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、i) 住民票によると、申立人が同市に転入したのは42年3月であること、ii) 同市の国民年金被保険者名簿によると、1回目にC町で払い出された国民年金手帳記号番号に係る申立人の氏名及び住所の変更日が、戸籍上の婚姻日である同年4月6日とされていることが確認できることから、申立人が記憶する加入手続とは、この住所変更等のことと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人については、昭和42年4月11日に、41年5月8日まで遡って被保険者資格を喪失したとする手続が行われたことが確認でき、その後、上記の2回目に同市で払い出された国民年金手帳記号番号により、50年7月26日に任意加入被保険者として資格を取得するまで、申立人が被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。このことから、申立期間①及び②は国民年金に未加入となり、同市において保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間①については、A市において遡って被保険者資格の喪失処理が行われるまでは、申立人は国民年金の加入期間であったこととなり、C町において保険料を納付することは可能であったものの、申立人は既に同市に居住し、同市で保険料を納付していたとしていることから、同町で保険料が納付されていたとは考え難い上、同町で保険料が納付された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の保険料を集金人（国民年金推進員）に納付したとしているものの、保険料額及び納付周期については記憶が無いとしていることから、保険料の納付状況の詳細は不明である。

2 申立期間③及び④については、オンライン記録によると、申立人はいずれも、同じ事業所における第2号被保険者（厚生年金保険被保険者）期間であり、第1号被保険者（国民年金被保険者）としての資格取得日は当該年の4月1日、資格喪失日は当該年の4月2日であることが確認できる。

申立人は、申立期間③及び④について、それぞれ当該年の4月1日に国民年金加入手続を行い、保険料をA市B区役所で納付したとしているが、オンライン記録によると、これらは共に平成6年6月に追加処理されたことが確認できることから、申立期間③及び④当時、国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、国民年金法によると、被保険者期間を計算する場合には、同一月内に2回以上にわたり被保険者の種別に変更があった場合は、その月の最後（月末時点）の種別の被保険者であった月とみなすこととされていることから、たとえ申立期間③及び④に係る一定期間について申立人が第1号被保険者であったとしても、月末時点ではないため、申立期間③及び④は第1号被保険者となり得る期間（月）ではないことから、申立人が保険料を納付していたとは考え難い。

- 3 申立人に対して上記2回の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年8月まで

私は、実家の母親から、婚姻前に住んでいたA市で国民年金に月当たり100円で加入しておいたと、国民年金が始まった頃に聞いたことを覚えている。婚姻後にB市に来てからは、私がずっと続けて国民年金に加入し、保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の制度が開始された頃に、母親から「国民年金に加入し、保険料を納付した。」との話を聞いた覚えがあるとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金受付処理簿によると、申立人に対しては、国民年金手帳記号番号の払出しが2回確認でき、1回目は、昭和36年3月頃にA市において手帳記号番号が払い出されており、2回目は、46年9月頃にB市において手帳記号番号が払い出されている。このことから、制度が開始された頃に母親が行ったとする国民年金の加入手続については、申立人が主張するとおりであり、申立人は、一旦は、36年4月から国民年金に加入していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、1回目のA市において払い出された国民年金手帳記号番号に係る保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に他界していることから、同市での保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人に係る住民票によると、申立人は昭和36年4月8日にB市に転居したとされており、申立期間の始期であり、国民年金保険料の徴収開始直後でもある同年4月の保険料の納付期限が到来する前に、A市からB市に転居していたことから、A市において、母親が申立期間の保険料を納付してい

たとは考え難い上、同市の国民年金被保険者名簿によると、「36年4月8日B市へ移管」との記載が確認でき、A市で申立人の転居後の保険料の納付は取り扱っていなかったことがうかがえる。

さらに、上記のとおり、申立人に対しては、昭和46年9月頃にB市で2回目の国民年金手帳記号番号の払出しが確認できるが、仮にA市で1回目に払い出された手帳記号番号により、B市へ転居後に保険料の納付を開始していたのであれば、i) 同市において新たに手帳記号番号を払い出す必要はなかったこと、ii) 申立人に係る住民票によると、申立人は、36年4月8日の同市への転居後に住所地の変更は無く、通常であれば、誤って手帳記号番号が2回払い出される事情はうかがわれないこと、iii) 申立人は、同年4月*日の婚姻以降は国民年金の任意加入対象者となり、加入義務は無かったことを考え合わせると、同市では、A市で払い出された手帳記号番号の存在を認識していなかったものと考えられ、当該手帳記号番号での保険料納付が行われていたとは推認し難い。

加えて、オンライン記録によると、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号については、申立人は任意加入被保険者として、申立期間直後の昭和46年9月に国民年金に加入したとされていることから、当該手帳記号番号においては、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、上記の2回の国民年金手帳記号番号以外に申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年2月まで

「今納付しないと二度と納付できません。」という内容の通知が届いたので、期限内にA市B区役所に行き、窓口の男性職員に、納付書とお金を渡し、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。領収書はもらえなかったが、役所がやることだから大丈夫だと思っていた。間違いなくまとめて納付したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役所から保険料納付の時効に関する通知が届いたので、納付時期ははっきり覚えていないが、最初に入社した会社に勤務していた平成6年3月から8年2月までの期間に、A市B区役所で申立期間の保険料をまとめて納付したとしている。

しかしながら、申立人は、20歳（平成5年*月）となった申立期間当時、国民年金の加入案内が送付されてきたが、加入手続は行っていないとしている上、オンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が保険料を納付したとする時期において、申立期間は国民年金に未加入となり、納付督促が行われたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成6年3月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された記号番号とされており、当該記号番号により申立期間の国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳に、前記厚生年金保険被保険者記号番号のみが記載され、同手帳の国民年金の記録欄に、申立期間を含む国民年金の被保険者資格取得日及び喪失日が記載されている。このことから、

申立人が申立期間及びその他の期間の国民年金被保険者資格を取得したのは、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降であると推察され、基礎年金番号制度が導入された時点において、申立期間の保険料は既に時効が成立していたことにより納付できなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については、基礎年金番号制度導入後の平成9年3月7日に8年4月、同年5月及び同年10月の保険料を現年度納付し、その3週間後である9年3月28日に8年2月及び同年3月の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が未納期間の保険料を遡って納付したと記憶している保険料は、この期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成元年2月まで
会社退職(昭和63年8月)後、すぐにA市B区役所で国民年金加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料は、当時母親が病気で、お金も無く、2年ぐらいたってから遡って国民健康保険料と一緒に納付していたと思う。国民健康保険料の領収書はあるのに、国民年金保険料の領収書はどうしたのか覚えが無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職(昭和63年8月)後、すぐに国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料は2年ぐらいたってから遡って国民健康保険料と一緒に納付したとしているところ、申立人は、加入手続後の年金手帳の受領についての記憶は無く、申立期間の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年9月27日にA市B区に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の加入手続は、3年1月頃に行われたものとみられ、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続の際に、資格取得日を遡って昭和63年8月26日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち同年8月及び同年9月の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間のうち昭和63年10月以降の期間については、加入手続が

行われた平成3年1月から同年4月までの期間で納付時期により納付可能月が異なるものの、過年度納付することが可能であったが、i) 前述のとおり、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した時期及び納付金額を覚えていないとしており、この過年度納付可能期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情を見いだすことはできないこと、ii) 申立人は、加入手続後2年ぐらいたってから遡って国民健康保険料と一緒に納付していたとしており、申立人が所持する国民健康保険料の10枚の領収書を見ると、昭和63年10月の一部を平成2年11月に納付したのを最初に元年2月まで2年遡って月ごとに分割で過年度納付したことが確認できるものの、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収証書は1枚も所持していないことから、この国民健康保険料の領収書をもって、申立期間のうち過年度納付が可能であった昭和63年10月以降の保険料を遡って納付したとまでは推認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時、母親が病気で、保険料を納付することはできず、加入手続後2年ぐらいたってから遡って保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の平成元年3月から同年5月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したため、4年1月13日に記録の追加訂正が行われていることから、加入手続時点では、当該期間も国民年金加入期間として扱われ、当該期間を含む申立期間のうち昭和63年10月以降の過年度納付可能な期間の納付書が送付されたものとみられる。申立人の納付記録を見ると、i) 厚生年金保険被保険者期間が判明した平成元年3月から同年5月までの期間については、納付済みとされていた元年4月の保険料が婚姻届出日(3年4月*日)後の4年1月14日に元年12月の保険料に充当されているものの、同年3月及び同年5月の保険料は充当又は還付された形跡が無いことから未納であったものとみられること、ii) 同年6月の保険料が時効直前の婚姻後の3年7月26日に納付された後、同年7月から厚生年金保険被保険者資格取得前の2年10月までの期間(充当された元年12月を除く。)についての保険料も順次、毎月、時効の期限間際に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、婚姻後の3年5月の時点で過年度納付が可能な元年4月の国民年金保険料から納付を開始したとも考えられ、この時点を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年3月まで

婚姻（平成元年10月）した直後に夫がA市B区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行った。加入手続後、納付書が送付されてこなかったため、国民年金保険料は納付していなかったが、2年5月から同年7月頃の間と同区役所から申立期間の納付書が郵送されてきたため、夫が同区役所窓口で夫婦二人分の保険料（一人当たり7、8万円）を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は、平成元年10月にA市B区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料納付については翌年の5月から7月頃に同区役所から送付されてきた納付書により同区役所窓口で夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、夫が加入手続を行ったとする元年10月を基準とすると、翌年に送付されてきたとする申立期間の納付書は過年度納付書となるが、同市では過年度納付書を送付することはしておらず、区役所窓口では過年度保険料の収納は取り扱っていないとしていることから、夫の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年7月20日にA市B区で夫と共に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って元年9月21日とする事務処理が

行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能である。しかしながら、申立期間の保険料を納付したとする夫は、同区役所窓口で申立期間の保険料一人当たり7、8万円を二人分一緒に納付したとしており、i) 前述のとおり、区役所窓口では過年度保険料は納付できないこと、ii) 申立期間の保険料をまとめて納付するのに必要な金額は一人当たり5万6,000円であり、申立人が納付したとする保険料額と乖離^{かいり}していること、iii) オンライン記録によると、申立期間の保険料を一緒に納付したとする夫も申立期間は未納とされていること、iv) 申立人は年金手帳によると、5年5月25日に同市からC町に住所変更しており、この同町の夫婦の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、夫婦共に申立期間は未納とされていることから、オンライン記録と齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことから、夫が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、オンライン記録を見ると、夫婦共に平成5年6月28日に過年度納付書が作成・送付されたこととされているほか、夫婦共に同年7月9日に4年8月から5年3月までの期間の保険料(一人当たり7万7,600円)がまとめて納付されていることが確認できる。申立人は、加入手続後、遡ってまとめて保険料を納付したのは1回だけであるとしていることから、夫が送付されてきた納付書により納付したと記憶している期間の保険料は、この期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年2月まで
亡くなった母親から国民年金保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しており、加入手続及び申立期間の保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は基礎年金番号導入(平成9年1月)後の14年12月1日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時居住していたとするA町においても申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す記録は存在しないことから、申立人が基礎年金番号制度導入以前に国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から同年10月までの期間、2年5月から同年7月までの期間、同年11月及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成元年11月から2年4月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、同年12月から3年2月までの期間及び同年4月の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年4月まで

母親が平成3年5月20日にA市役所で家族全員の転入届出と母親の国民年金の住所変更手続きを行った際、同市の職員から私が国民年金に未加入であるとの指摘を受けたため、その場で国民年金の加入手続きを行い、年金手帳と納付書1枚を受け取った。後日、父親がその納付書を使って同市役所内の金融機関で約18万円から20万円を一括納付した。申立期間の保険料を一括納付したことを示す資料は無いが、当該期間の保険料を一括納付したにもかかわらず、納付済期間と未納期間とばらばらに分かれた記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続きを行ったとする母親から聴取しようとしたところ、申立人は、母親は、加入手続き当時のことについては覚えていないので聴取する必要はないとしていることから、申立人の加入手続き状況の詳細は不明である。

また、申立期間の保険料納付を行ったとする父親から聴取したところ、平成3年5月20日に母親がA市役所で申立人の国民年金加入手続きを行った際に交付された申立期間に係る1枚の納付書により同市役所内の金融機関で約18万円から20万円を一括納付したとしている。このことから、父親は、申立期間のうち、過年度保険料となる元年5月から3年3月の保険料と現年度保険料と

なる同年4月を1枚の納付書と一緒に納付したとする主張とみられるが、同市では、同市役所庁舎内の金融機関及び同市役所窓口では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、父親の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の被保険者加入手続状況から、平成3年12月頃にA市役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である昭和63年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、平成元年5月から同年10月までの期間は、時効により保険料を納付することができないものの、同年11月から3年3月までは過年度納付が、同年4月は現年度納付が可能である。しかしながら、制度上、過年度保険料は国庫金、現年度保険料は同市公金として扱われることになるため、加入手続後においては、元年11月から3年3月までの期間は過年度納付書が、同年4月は現年度納付書がそれぞれ作成・交付されたものとみられる。このことから、父親が主張するように申立期間の保険料を納付書1枚で一括納付することはできない上、前述のとおり、同市役所窓口及び同市役所庁舎内の金融機関では、過年度保険料の収納を行っていないとしていることから、父親は、申立期間の保険料を同市役所内の金融機関において一括納付することはできなかったものとみられる。

加えて、オンライン記録によると、申立人が主張するとおり、申立期間のうち、納付済みとされている期間があり、これら納付済期間の納付状況を見ると、i) 平成元年11月から2年3月までの保険料は、過年度納付とみられるが、納付日は不明とされていること、ii) 同年4月の保険料は、4年5月29日に過年度納付されていること、iii) 2年8月の保険料は、4年9月28日に納付されていること、iv) 2年9月の保険料は、4年5月の保険料が重複納付されたことを理由に同年10月2日に充当処理されていること、v) 2年10月の保険料は、同年9月の保険料が重複納付されたことを理由に4年11月5日に充当処理されていること、vi) 2年12月から3年2月までの期間の各月の保険料が、それぞれ5年1月28日、同年2月17日及び同年3月31日に過年度納付されていることが確認できる。公簿、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、4年6月14日にA市からB市に転入し、その後、6年5月11日に同市からC市に転入したとされている。この同市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、申立期間のうち、前述のi) からvi) までの納付済み及び充当期間の保険料は前住所地で納付済みとされており、申立期間のうち、元年5月から同年10月までの期間、2年5月から同年7月までの期間、同年11月及び3年3月は未納とされていること、及びA市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄において、申立期間のうち、元年11月

から2年4月までの期間及び3年4月の保険料が納付済みとなっている上、申立期間のうち、2年5月から3年3月までの期間の保険料については、前述のオンライン記録のとおり、申立人がB市に居住していた期間に過年度納付及び充当されていることが確認できることから、C市の国民年金被保険者名簿において、納付済みとされている期間の保険料がA市の同名簿では未納とされていることとも符合する。これらのことから、申立人の申立期間に係る保険料納付の事務処理に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間（既に納付済みとされている平成元年11月から2年4月、同年8月から同年10月、同年12月から3年2月までの期間及び同年4月を除く。）の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から同年10月までの期間、2年5月から同年7月までの期間、同年11月及び3年3月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成元年11月から2年4月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、同年12月から3年2月までの期間及び同年4月の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年10月までの期間、46年4月から同年10月までの期間、47年4月から同年10月までの期間及び48年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から45年10月まで
② 昭和46年4月から同年10月まで
③ 昭和47年4月から同年10月まで
④ 昭和48年4月から同年10月まで

私の両親が私が20歳になった頃、A村役場で私の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してくれていたのを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親のうち父親は、既に死亡しているほか、母親は高齢で病氣療養中のため、聴取することはできないことから、申立期間に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和49年10月から50年1月までの間にA村で行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って20歳到達時である43年*月*日(平成17年6月29日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和44年2月1日とされていたことから、資格取得日を同年2月1日に訂正されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同村が保管する申立人の国民年金被保険者カードの記載内容とも符合する。このため、この加入手続時期の始期を基準とすると、申立期間①、②及び③のうちの47年4月から同年6

月までの期間の保険料は時効で納付することはできず、申立期間③のうち同年7月から同年10月までの期間及び申立期間④の保険料は過年度納付することは可能であったものの、申立人は、両親から遡ってまとめて納付したということを知ったことは無いとしている。

さらに、オンライン記録及びA村が保管する申立人の国民年金納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年7月まで

年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が転勤前の標準報酬月額よりも低い額になっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社B支店から同社C支店に転勤した際の申立期間に係る標準報酬月額は、転勤前の3万6,000円から2万6,000円に減額されていることが確認できる。申立人は、「給与明細書等はないが、給与が途中で減額された覚えはない。」と主張しており、同社から提出された人事表により、申立人の申立期間に係る本俸は、申立期間前に比べて増額されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、「本俸が確認できる人事表以外に、当時の給与及び社会保険に関する資料は保管しておらず、当時の諸手当等も不明である。しかし、申立期間当時は、支店ごとに社会保険に加入しており、転勤後に、残業手当や各諸手当を含めて再計算し、転勤先の支店で資格取得の手続をしていたので、標準報酬月額が下がる場合もあった。」と証言している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期にA社C支店に転勤した同僚の多くは、申立人と同様、転勤前に比べ標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚に照会しても、給与明細書等を保管しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から55年3月まで

A事業所に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立期間のうち、昭和50年3月27日から同年9月26日までの期間及び51年4月13日から同年9月30日までの期間については、申立人がA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所は、個人経営の飲食業であることから、厚生年金保険の適用事業所とされる要件を満たしておらず、適用事業所としての記録も確認できない。

また、A事業所は、「年金については、厚生年金保険の適用を受けておらず、従業員には国民年金に加入するよう説明してきた。また、健康保険については、B健康保険に入っている。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、連絡が取れた2人が、「A事業所は、厚生年金保険に入っておらず、自身も、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と証言している上、1人が保管している給料支払明細書には厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和30年8月1日から31年2月15日まで

昭和30年4月1日からA社B支店に勤務したが、申立期間①について年金記録が無い。

また、昭和30年8月1日から31年1月1日までの期間についてはA社B支店において年金記録があるが、実際は30年8月1日からC社D支店に勤務しており、申立期間②について同社同支店における年金記録が無い。

申立期間①及び②について年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、各事業所における厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間内において勤務していたと主張する複数の同僚が時期は特定できないものの、我々と同様に当該期間内においてA社に勤務していた旨証言していることから、申立人が昭和30年8月1日以前より同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明であるが、当時の事務員によると、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人と同日付け（昭和30年8月1日）で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚6人は、いずれも同年3月又は同年4月に入社した旨回答していることから、申立期間①当時、A社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかが

える。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人の資格取得日は、昭和30年8月1日と記録されており、いずれもオンライン記録の資格取得日と一致している。

加えて、A社に係る被保険者名簿では、申立期間①及びその前後の期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和30年12月15日から31年2月15日までの期間においてC社D支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は、「申立人に係る資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。また、新入社員に対して準入社（試用期間）の取扱いをしていた時期があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人と同日付け（昭和31年2月15日）でC社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚2人は、いずれも30年12月に入社したと回答していることから、申立期間②当時、同社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録及びA社B支店に係る被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和30年8月1日から31年1月1日までの期間について、申立期間①において勤務したと主張する同社同支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、C社に係る被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、昭和31年2月15日と記録されており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年10月まで

私は、昭和39年4月にA社に入社し、40年10月まで勤務した。一緒に入社した同僚には同社の厚生年金保険の記録が有るのに私には無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務場所に係る申立人の主張が具体的であること及び複数の同僚の証言から、期間は定かでないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間当時のA社の事業主は亡くなっている上、連絡先が判明した役員2人のうち1人は、「A社は倒産したので、何も分からない。」と回答しており、別の1人からは回答が得られないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚が「A社では、社員の入れ替わりが激しかった。試用期間があった。」と証言している上、このうち3人の同僚は、厚生年金保険の資格取得が入社後1年ほど経過してからであった旨証言し、別の同僚は、「2年近く勤務したが、被保険者記録は9か月しかない。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月30日から52年2月1日まで

申立期間にA県のB社に勤務し、運転手として工事現場に資材を運搬する仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社に勤務していた時、作業船の中で足に大けがをして、病院に入院したことがある。」と主張しているところ、B社の複数の同僚が、「B社所有の作業船の中で、工事用の雷管を破裂させ、足に破片が入る大けがをした人がいた。その人が申立人だったと思う。」と証言していることから、時期は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、昭和48年12月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日より後の期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、当時の事務担当者は、「B社には、正社員と日給制の労務者がいた。労務者は厚生年金保険に加入していなかった。運転手という職種から考えると、申立人は労務者だったと思われる。」と証言しており、工事現場の管理者は、「運転手は労務者だった。申立人の名前は知らないが、労務者だと思う。労務者は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、上記のとおり、B社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているところ、複数の同僚が、「B社は昭和48年12月末に倒産し、それに伴い実質的に事業を終了した。」と証言している。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者14人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

なお、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月14日から48年2月28日までの期間においてB社とは関係がうかがえないC県内の事業所において被保険者記録が確認できるところ、申立人は同事業所に勤務した記憶が無いと主張している上、同事業所は厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から29年4月14日まで

私は、昭和24年4月1日から32年2月5日までA社に勤務していたが、ねんきん特別便によると、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、確かにA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から判断して、入社時期は特定できないが、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和29年4月14日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の同僚の一人は、「昭和28年に病気退職した同僚は、会社が健康保険及び厚生年金保険に未加入のため、治療が受けられなかった。その後、心配になり、みんなで社長に頼んで、29年4月に健康保険及び厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、A社は、昭和56年8月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の入社時期及び申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月頃から同年11月頃まで

私は、A事業所に昭和42年5月頃から同年11月頃まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間当時、景気が良く、給料日は月末だったこと、手書きの給与明細書で保険料も引かれていた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の同僚である申立人の夫を含む複数の同僚の証言により、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間を含む昭和42年2月15日から夫が資格喪失した49年11月1日までの期間において夫の被扶養者であったことが確認できる。

また、A事業所は、昭和60年11月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A事業所の昭和41年4月1日から43年4月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月15日から同年7月25日まで

私が、A社で勤務していた期間の内、申立期間について同社での厚生年金保険被保険者記録が無く納得できない。

申立期間にA社に勤務していたことは、私が保管している永年勤続被表彰者名簿に私の名前が記載されており、当該表彰式が昭和37年3月25日に行われていること、申立期間に勤務していなければ永年勤続表彰（10年）の要件を満たすことができないことから確認できると思う。調査して年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された永年勤続被表彰者名簿により、申立人がA社に係る永年勤続表彰（10年）の対象者とされていたこと、及び当該表彰式が昭和37年3月25日に行われていることが確認できる。

しかし、当該名簿を作成しているB事業所は、「永年勤続被表彰者名簿は、事業主の申請を基に作成を行っており、申請の締切日から表彰式までは、1か月から2か月程度の期間が空いているので、表彰式時点での被表彰者の勤務実態を証明する資料とはならないと思う。」と回答している。

また、A社の現在の事業主は、「申立人は、当社を一度離職し、再度雇用されており、申立期間は勤務していなかった。また、永年勤続表彰を申請する際は、勤続年数が満たなくても見込みで申請することがあり、表彰式に出席していたかどうか分からないので、当該名簿だけでは、申立期間に当社で働いていたかどうかは分からない。」と回答している。

さらに、A社で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、申立人が一度同社を辞めており、再雇用されるまで数か月間、勤務していなかった時期がある旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から平成11年7月まで

申立期間について、私の標準報酬月額は、実際の給与額と相違している。私は、給与が減額になったことは無いので、標準報酬月額が下がっている年があるのはおかしい。また、平成3年10月頃からは標準報酬月額の最高等級に近い給料をもらっていたが、それより低い金額の記録になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の平成5年分から10年分までの給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額に基づき、申立期間のうち、5年1月から10年12月までの期間に係る厚生年金保険料控除額を算出したところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致することが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等はないが、在職者のうち複数の者から、当時の給与明細書の提出を受け、当該給与明細書の内容を検証したところ、それぞれの給与支給額に見合った標準報酬月額を届け出ており、当社は、適正な保険料控除を行っていたことが確認できた。」と回答しているところ、同社から提出された申立期間に被保険者であった同僚の給与明細書及び源泉徴収票、並びに当該同僚の厚生年金基金の加入員記録から判断して、申立期間当時の同社は、給与支給額に見合った標準報酬月額の届出を行い、厚生年金保険料を給与から適正に控除していたものと考えられる。

さらに、A社において申立人と生まれた年が同じで、同時期に被保険者資格を取得している複数の同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の申

立期間に係る標準報酬月額とほぼ同水準であることが確認できる上、同社から提出された在職者名簿に記載されている同僚のうち、申立人と学歴、同社における資格及び入社した年が同じ同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額とほぼ同水準であることが確認できる。

加えて、企業年金連合会が保管するA社の申立人に係る平成3年4月1日から15年1月15日までの期間に係る厚生年金基金の加入員記録における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、当該加入員記録及びオンライン記録が遡って訂正された形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月4日から37年9月1日まで

脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和37年10月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、年金制度に加入していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間の前に別番号で管理され脱退手当金が未請求となっている2事業所（B社及びC社）の厚生年金保険被保険者期間があるが、このうち申立人が当初に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同社に係る脱退手当金を支給した際に記載したと見られる記録が確認できることから、申立期間のA社に係る脱退手当金が支給決定された当時には、B社に係る被保険者期間は既に脱退手当金を支給済みであると判断して、申立期間のA社に係る脱退手当金のみを支給したとしても不自然とは言えない。

加えて、申立人が2回目に勤務したC社の被保険者期間は約4か月間と短く、申立人が当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認識していなかったと述べていること等を考慮すれば、申立人が申立期間のA社に係る脱退手当金を請求する際にC社の被保険者期間を含めなかったとしても、不自然とは

言えない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月3日から33年10月4日まで
② 昭和33年11月1日から37年10月26日まで

私は、日本年金機構から確認はがきが届くまで、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったこと及び脱退手当金の制度を知らなかったの
で、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和38年1月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間前に係る被保険者期間（以下「当該期間」という。）については、その計算の基礎とされていないものの、当該期間については申立期間と別の記号番号で管理されており、管轄社会保険事務所（当時）も申立期間に係る事業所とは異なることから、当該期間が未請求となっていることが不自然であるとまでは言えない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月19日から42年7月31日まで

私は、A社を退職後実家に戻り、2か月ぐらいしてから退職金が送られてきたが、脱退手当金については手続きしたことも受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所地及び事業所の所在地が記載されているほか、当該事業所を管轄する社会保険事務所（当時）の「支払済43.1.12」の押印がある上、脱退手当金支給決定伺に記載されている支給額は、オンライン記録の支給額と一致しており、支給額に誤りも無い。

また、申立人が勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和42年7月31日）の前後約2年間に資格喪失し、受給資格のある女性14人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に支給記録が確認でき、その全員（7人）が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われたことがうかがわれるほか、これらの者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同じく脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月19日から37年11月1日まで
脱退手当金の確認はがきを受け取ったが、脱退手当金を受け取ったことを覚えていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に係る記録として、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、長期間、国民年金に加入した記録が無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5806

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月26日から43年1月26日まで
脱退手当金の確認はがきを受け取ったが、脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所地及び同地と同一市内にあるA社の所在地が記載されているほか、「43. 5. 27当地支払済」と押印されており、昭和43年5月27日に同社を管轄する社会保険事務所（当時）において当地払いにより脱退手当金が支払われていることが確認できる上、脱退手当金裁定請求書及び領収書には、申立人の署名押印が確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月1日から41年3月28日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を支給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所において被保険者記録の確認できる女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和41年3月の前後3年以内に資格喪失した受給資格のある4人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、2人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失後3か月以内に支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた1人は、「当時は、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれた。」と述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2週間後の昭和41年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月14日から27年1月31日まで
② 昭和29年12月1日から31年9月20日まで

60歳の年金請求手続の時に申立期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。A社を退職した時、退職金は無かったし、一時金をもらった記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年10月16日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月10日から32年6月1日まで
② 昭和32年6月1日から33年12月28日まで

脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取った記憶は無いので、記録を訂正し、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年12月28日の前後2年以内に資格喪失した者29人のうち、受給資格者18人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人について支給記録が確認でき、そのうち10人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月22日から23年3月21日まで

平成元年の裁定請求の時に、A社B支店において勤務した期間のうちの一部の期間について、脱退手当金を受給した記録になっていることを知ったが、当時、年金に関して何の知識も無く、会社からも説明を受けておらず、手続を行った覚えも無い。脱退手当金を受給した記憶は無いので、年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から11日後の昭和23年4月1日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月26日から34年9月6日まで
② 昭和34年9月7日から35年9月17日まで
③ 昭和35年11月2日から39年1月25日まで
④ 昭和39年2月5日から41年6月28日まで

平成20年頃、ねんきん特別便を受け取った際、厚生年金保険の被保険者記録があることを知り、脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、申立てに係る同社の資格を喪失した18日後の昭和41年7月16日に当該裁定請求書を受理し、同年10月4日に支給決定、支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月20日から32年1月27日まで
② 昭和34年8月1日から36年5月1日まで

日本年金機構からのはがきにより、A社及びB事業所の厚生年金保険の被保険者記録については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年5月1日の前後2年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格を有する26人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に支給記録が確認でき、そのうち11人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要とされる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に昭和36年6月13日付けで回答したことが記録されている。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から35年2月10日まで

私は、昭和39年8月に結婚のためA社を退社し、脱退手当金をもらった。年金記録ではB社及びA社の勤務期間についてもらったことになっているが、私は、同社に係る脱退手当金はもらったが、B社の期間に係る脱退手当金はもらっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚は、「事業所が脱退手当金の請求手続をした。」と証言しているところ、事業主は、「退職者に脱退手当金の説明をし、請求手続をしていた。」と回答していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年12月8日に支給決定されている。

さらに、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人が受給を認めている期間及び申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、A社については受給したがB社については受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月21日から39年10月15日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月21日から43年1月21日まで
② 昭和43年12月25日から46年8月30日まで

申立期間①及び②については、脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないこととなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年11月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。